

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま菖蒲線
- 三 道路の区域

旧新B	旧A	旧 新 別
久喜市菖蒲町上大崎字上七七一番一 地先から同市菖蒲町菖蒲字宮本五四 七番二地先まで	久喜市菖蒲町上大崎字上七七〇番一 地先から同市菖蒲町菖蒲字宮本五四 七番二地先まで	区  間
八・八三〇 八七・七六	五・九八〇 一四・〇三	敷地の幅員 (メートル)
一五三二・四四	一〇八〇・七四	延 長  (メートル)
旧Aは、久喜市道として引き継ぐ。		備  考